

各 位

会 社 名 株式会社プリシパル・コーポレーション
代表者名 代表取締役社長 菊地 博紀
(J A S D A Q ・ コード 3 5 8 7)
問合せ先
役職・氏名 取締役 井上 政隆
電話 03 - 3582 - 3190 (代)

当社株式の監理銘柄（審査中）指定解除および特設注意市場銘柄の指定、警告措置の実施及び 監視区分の指定に関するお知らせ

当社株式につきましては、平成24年6月19日付にて株式会社大阪証券取引所より監理銘柄（審査中）の指定が解除され、新たに特設注意市場銘柄の指定、警告措置の実施及び監視区分に指定する旨の発表がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監理銘柄（審査中）の指定解除について

当社株式は、平成23年3月14日に公表いたしました「当社株式の監理銘柄（審査中）指定および監理銘柄（確認中）指定解除に関するお知らせ」におきまして、有価証券報告書の訂正報告書等から、その訂正内容が重要と認められると判断し、今後の推移及び審査の結果いかんによっては上場廃止基準に該当することとなるため、そのおそれがある銘柄として、大阪証券取引所から、平成24年3月14日付で監理銘柄（審査中）に指定されました。

本日、大阪証券取引所から、有価証券報告書等に「虚偽記載」を行い、かつその影響が重大であると株大阪証券取引所が認めた場合に該当しないこととなったため、平成24年6月20日付で当社に対する監理銘柄（審査中）の指定を解除する旨の発表がありました。

2. 特設注意市場銘柄の指定、警告措置の実施及び監視区分への指定について

当社は、本日、大阪証券取引所より、監理銘柄（審査中）の指定の解除の発表を受けました。しかしながら、大阪証券取引所より、内部管理体制等について改善の必要性が高いと認められたため、特設注意市場銘柄に指定し、当該適時開示等規則違反について警告措置を実施し、併せて特設注意市場銘柄へ指定した事実及び警告措置を実施した事実を投資家に周知させるための監視区分に指定されることとなりました。

3. 今後の対応

このたびは、株主、投資家および取引先の皆様並びに市場関係者の皆様を始め、ステークホルダーの皆様には大変なご迷惑と心配をおかけしましたことをあらためて深くお詫び申し上げます。

当社は、監理銘柄（審査中）の指定解除となりましたが、大阪証券取引所より、特設注意市場銘柄の指定、警告措置の実施及び監視区分の指定を受け、3年以内に内部管理体制等の改善が認められなければ上場廃止となる状態であり、改善に向けて引き続き努力を行っていかねばならない状況であることは変わっておりません。

今後、当社グループの全役員及び全社員が一丸となって内部管理体制等の改善に最大限の努力を行うと共に、早期の信頼回復に努めてまいりますので、何卒ご理解とご支援をいただけますようお願い申し上げます。

以 上